

審議案件に関する概要

令和3年6月29日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和2年12月22日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北8条東4丁目1番20号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ岩見沢6条店 岩見沢市5条西3丁目2-1ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北8条東4丁目1番20号	
(3)新設日	令和3年8月23日	
(4)店舗面積の合計	1,219㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	41台
	駐輪場の収容台数	29台
	荷さばき施設の面積	30㎡
	廃棄物保管施設の容量	6m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前8時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前7時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	3箇所 (出入口3箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 40台 ≦ 41台
	従業員駐車場等の整備	7台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	29台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮します。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 ・各出入口に「一旦停止」等の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮します。 ・駐車場出入口には歩行者に注意等の注意喚起看板を設置して帰宅車両のドライバーに注意を促します。 ・場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図ります。
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、積雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させます。なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努めます。また公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。 	

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60 dB	39 dB	○
			2	60 dB	50 dB	○
			3	60 dB	41 dB	○
			4	60 dB	42 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50 dB	27 dB	○
			2	50 dB	37 dB	○
			3	50 dB	27 dB	○
			4	50 dB	30 dB	○
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a 1	冷凍機	50 dB	41 dB	◎
		a 2	排気①	50 dB	29 dB	◎
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導いたします。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行いません。 			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮します。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。 			
付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮します。 				
青少年等の蝟集等の対策		<p>閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。</p>				

	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題について適正な対応策を講じていきます。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図ります。
--	----------	--

(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.68 m ³ ≤ 設置容量 6.0 m ³
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋外に設置しますが、使用時以外はシャッターを閉じて密閉することで、廃棄物の飛散防止に配慮します。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理を委託事業者に指示します。 ・設置容量は、指針による容量を上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底します。 ・ビン、カン、ペットボトルの分別を行いリサイクル資源化に配慮します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では調理等を行わないので調理臭は発生しません。 ・在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努めますが、まれに食品の廃棄があると想定されますが、商品はパッケージ包装されており、腐敗し悪臭を放つことはありません。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適切な対応策を講じていきます。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮しま

		す。 ・当該地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る努力をします。
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている商品の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	岩見沢警察交通課、道警本部交通規制課らの助言事項は対応済み。
	地元市町村	岩見沢市関係課において計画概要を説明し対応済み。
	道路管理者	管理者に現行の出入口3カ所の使用について了承済み。その他は必要に応じて対応する。
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（空知総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。